

[支援策]

②生活資金不足・生活困窮・就労

担当課	私学振興・青少年課
担当係	私学助成係
連絡先	058-272-8249

支援策名	私立高等学校等中途退学者学び直し支援補助金				
	関連HP	県公式ホームページ			
対象者	私立高等学校等在学生の方	対象 年齢	制限なし	匿名 対応	×
支援概要	高等学校等を中途退学したものが私立高等学校等で学び直す場合に、就学支援金支給期間経過後も相当額を支給。				
対応期間	全期間				
対応時間	平日のみ 8:30～17:15				
申込先	在籍する学校				
申込方法	郵送等				
申込時注意点	特になし				
問合せ先	・県私学振興・青少年課 (058-272-8249)				

[支援策]

②生活資金不足・生活困窮・就労

担当課	私学振興・青少年課
担当係	私学助成係
連絡先	058-272-8249

支援策名	私立高等学校等奨学給付金				
	関連HP	県公式ホームページ			
対象者	私立高等学校等在学生の保護者	対象 年齢	制限なし	匿名 対応	×
支援概要	非課税世帯等の高校生等に対し、授業料以外の教育費（教科書費、教材費、学用品費、修学旅行費等）相当額として奨学給付金を支給。				
対応期間	全期間				
対応時間	平日のみ 8:30～17:15				
申込先	（在籍校が県内の場合）在籍する学校 （在籍校が県外の場合）県私学振興・青少年課				
申込方法	郵送等				
申込時注意点	特になし				
問合せ先	・県私学振興・青少年課（058-272-8249）				

[支援策]

②生活資金不足・生活困窮・就労

担当課	私学振興・青少年課
担当係	私学助成係
連絡先	058-272-8249

支援策名	就学支援金（家計急変）、私立小中学校授業料軽減補助金（家計急変）				
	関連HP	なし			
対象者	私立小・中・高等学校等在学生	対象 年齢	制限なし	匿名 対応	×
支援概要	保護者の失業・倒産等家計急変による経済的理由から授業料納付が困難となった児童生徒に対し、授業料軽減措置を実施。				
対応期間	全期間				
対応時間	平日のみ 8:30～17:15				
申込先	在籍する学校				
申込方法	郵送等				
申込時注意点	特になし				
問合せ先	・ 県私学振興・青少年課（058-272-8249）				

[支援策]

②生活資金不足・生活困窮・就労

担当課	私学振興・青少年課
担当係	私学助成係
連絡先	058-272-8249

支援策名	岐阜県選奨生奨学金				
	関連HP	県公式ホームページ			
対象者	私立高等学校等在学生	対象 年齢	制限なし	匿名 対応	×
支援概要	私立学校に在学する生徒で、学業及び心身共に優れていながら経済的理由により修学困難な生徒に対して奨学金を貸与。				
対応期間	全期間				
対応時間	平日のみ 8:30~17:15				
申込先	在籍する学校				
申込方法	郵送等				
申込時注意点	特になし				
問合せ先	・ 県私学振興・青少年課 (058-272-8249)				

[支援策]

②生活資金不足・生活困窮・就労

担当課	私学振興・青少年課
担当係	私学助成係
連絡先	058-272-8249

支援策名	子育て支援奨学金				
	関連HP	県公式ホームページ			
対象者	私立高等学校等在学生	対象 年齢	制限なし	匿名 対応	×
支援概要	3人以上子どもがいる世帯で第3子以降の生徒に対して奨学金を貸与。				
対応期間	全期間				
対応時間	平日のみ 8:30~17:15				
申込先	在籍する学校				
申込方法	郵送等				
申込時注意点	特になし				
問合せ先	・県私学振興・青少年課 (058-272-8249)				

[支援策]

②生活資金不足・生活困窮・就労

担当課	私学振興・青少年課
担当係	私学助成係
連絡先	058-272-8249

支援策名	私立高等学校修学バックアップ貸付金				
	関連HP	県公式ホームページ			
対象者	私立高等学校在学学生	対象 年齢	制限なし	匿名 対応	×
支援概要	修学の意欲がありながら、経済的理由により高等学校での修学が困難な生徒に対して奨学金を貸与。				
対応期間	全期間				
対応時間	平日のみ 8:30~17:15				
申込先	在籍する学校				
申込方法	郵送等				
申込時注意点	特になし				
問合せ先	・県私学振興・青少年課 (058-272-8249)				

[支援策]**②生活資金不足・生活困窮・就労**

担当課	地域福祉課
担当係	生活支援係
連絡先	058-272-8264

支援策名	生活福祉資金貸付（特例貸付）				
	関連HP	県公式ホームページ			
対象者	生活福祉資金（特例貸付）を借りられた方	対象年齢	制限なし	匿名対応	×
支援概要	生活福祉資金（特例貸付）を借りた方について、償還や償還免除等についての相談支援を実施				
対応期間	令和6年3月31日まで				
対応時間	平日のみ 8:30～17:15（岐阜市社会福祉協議会のみ8:45～17:30）				
申込先	お住いの市町村社会福祉協議会				
申込方法	電話・対面				
申込時注意点	要本人確認用書類（運転免許証・マイナンバーカード等）				
問合せ先	・相談コールセンター（058-201-2100） ・岐阜県社会福祉協議会（058-201-1547） ・お住いの市町村社会福祉協議会（上記、関連HPを参照）				

[支援策]

②生活資金不足・生活困窮・就労

担当課	地域福祉課
担当係	生活支援係
連絡先	058-272-8264

支援策名	生活福祉資金貸付制度（特例貸付を除く）				
	関連HP	県公式ホームページ			
対象者	低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯の方	対象年齢	制限なし	匿名対応	×
支援概要	<p>低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。</p> <p>主な資金の種類は、「総合支援資金」、「福祉費」、「緊急小口資金」、「教育支援資金」及び「不動産担保型生活資金」の5種類。</p> <p>各種資金の詳細については、関連HP参照。</p>				
対応期間	全期間				
対応時間	平日のみ 8:30～17:15（岐阜市社会福祉協議会のみ8:45～17:30）				
申込先	市町村社会福祉協議会へ相談				
申込方法	電話・対面				
申込時注意点	要本人確認用書類（運転免許証・マイナンバーカード等）				
問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県社会福祉協議会（058-201-1547） ・お住いの市町村社会福祉協議会（上記、関連HPを参照） 				

[支援策]

②生活資金不足・生活困窮・就労

担当課	地域福祉課
担当係	生活支援係
連絡先	058-272-8264

支援策名	住居確保給付金				
	関連HP	県公式ホームページ			
対象者	離職等により経済的に困窮しており、住宅を喪失している又はそのおそれのある方	対象年齢	制限なし	匿名対応	×
支援概要	<p>離職等により経済的に困窮しており、住宅を喪失している又はそのおそれのある方であって、就労能力及び就労意欲のある方のうち、一定の条件を満たす方に対し、原則3ヶ月を限度として、住宅費を支給。</p> <p>支給額、対象者の詳細については、関連HP参照。</p>				
対応期間	全期間				
対応時間	平日のみ 8:30～17:15（岐阜市社会福祉協議会のみ8:45～17:30）				
申込先	生活困窮者自立相談支援窓口				
申込方法	郵送・持参				
申込時注意点	要本人確認用書類（運転免許証・マイナンバーカード等）				
問合せ先	・生活困窮者自立相談支援窓口（上記、関連HPを参照）				

[支援策]

②生活資金不足・生活困窮・就労

担当課	障害福祉課
担当係	発達障害支援係
連絡先	058-272-8314

支援策名	発達障がい者支援コンシェルジュ				
	関連HP	県公式ホームページ			
対象者	成人期の発達障がいのある方	対象年齢	概ね16歳以上	匿名対応	○
支援概要	<p>成人期の発達障がいのある方やそのご家族等に対し、就労に重点を置いた相談支援を実施。</p> <p>具体的には。就労したい方への相談支援や就労されている方でも職場内での困りごとなどについて相談支援。</p> <p>【相談窓口】（上記関連HPを参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各発達障がい者支援コンシェルジュ 				
対応期間	全期間				
対応時間	各発達障がい者支援コンシェルジュによる				
申込先	各発達障がい者支援コンシェルジュ				
申込方法	電話・対面				
申込時注意点	対面による相談は、電話での事前の予約が必要				
問合せ先	・各発達障がい支援コンシェルジュ（上記関連HPを参照）				

[支援策]

②生活資金不足・生活困窮・就労

担当課	障害福祉課
担当係	社会参加推進係
連絡先	058-272-8309

支援策名	障害者就業・生活支援センター				
	関連HP	県公式ホームページ			
対象者	障がいのある方	対象 年齢	20歳以上	匿名 対応	×
支援概要	<p>職場に適応できず離職してしまったり、現在も離職のおそれがあるなど、就職や職場への定着が困難な障がい者の方及び就業経験のない障がい者の方に対し、障害者就業・生活支援センターにおいて、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障害のある方の職業生活における自立を図る。</p>				
対応期間	全期間				
対応時間	お住いの市町村を管轄する障害者就業・生活支援センターによる				
申込先	お住いの市町村を管轄する障害者就業・生活支援センターによる				
申込方法	電話				
申込時注意点	特になし				
問合せ先	<p>・お住いの市町村を管轄する障害者就業・生活支援センター (上記、関連HPを参照)</p>				

[支援策]

②生活資金不足・生活困窮・就労

担当課	産業人材課
担当係	人材確保係
連絡先	058-272-8406

支援策名	岐阜県若者サポートステーション				
	関連HP	岐阜県若者サポートステーションホームページ			
対象者	就労について悩んでいる方	対象 年齢	15歳 ～49歳	匿名 対応	×
支援概要	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアコンサルタント（国委託事業）や臨床心理士によるメンタルカウンセリング(県事業)を通じて、個人ごとに自立支援プログラムを作成・実施。 ・職業意識、勤労観の醸成を図るため、各種セミナー・サークルや就業体験を実施。 ・高校中退者に対する職業自立支援を実施。 ・合宿形式を含む生活面などのサポートと職場実習の訓練を集中的に実施。 				
対応期間	全期間				
対応時間	平日のみ 10:00～17:00				
申込先	岐阜県若者サポートステーション				
申込方法	対面（電話、メールにて利用についてのご相談可）				
申込時注意点	ご利用については事前の予約が必要				
問合せ先	・岐阜県若者サポートステーション（058-216-0125）				

[支援策]

②生活資金不足・生活困窮・就労

担当課	農産物流通課
担当係	流通企画係
連絡先	058-272-1857

支援策名	NPO法人 フードバンクぎふ				
	関連HP	団体ホームページ			
対象者	生活に困窮している方や食料を必要としている方	対象年齢	制限なし	匿名対応	○
支援概要	<p>生活に困窮している方や食料を必要としている方へ支援者から提供があった食料品を無償で配布するフードバンク活動を実施。</p> <p>※食料品の配布を希望される方は「NPO法人 フードバンクぎふ」までお問い合わせ下さい。</p> <p>※相談は匿名でも利用できますが、食料品を配布する際には氏名・住所等が必要となります。</p>				
対応期間	全期間				
対応時間	平日のみ 8:30~17:15				
申込先	NPO法人 フードバンクぎふ				
申込方法	電話・メール				
申込時注意点	特になし				
問合せ先	・NPO法人 フードバンクぎふ (090-3383-2301)				

[支援策]

②生活資金不足・生活困窮・就労

担当課	教育財務課
担当係	管理経理係
連絡先	058-272-8734

支援策名	選奨生奨学金				
	関連HP	県公式ホームページ			
対象者	公立高校等、高専、短大、大学の在学 生で、経済的な理由等により学資が必 要な方	対象 年齢	制限なし	匿名 対応	×
支援概要	<p>経済的な理由等により学資が必要な方に、学資を貸与（無利子）。</p> <p>【貸与額等】 大学・短大 32,000円／月（日本学生支援機構併用の場合16,000円／月） 高専 18,000円／月（日本学生支援機構併用の場合14,000円／月） 高校 18,000円もしくは30,000円 （高校のみ、通学費用5,000円もしくは10,000円加算可能） 据置期間：卒業後約半年 償還期限：10年以内</p> <p>【申込資格等】 ・対象校に在学している、岐阜県内に住所を有する者の子弟、又は県外募集 枠の岐阜県立高校の生徒 ・所得要件あり（高校は除く）、成績要件あり</p>				
対応期間	(新規)令和6年4月1日～5月10日 (二次)令和6年10月～11月上旬予定				
対応時間	教育財務課：平日のみ(8:30～17:15) 各学校：学校ごとに異なる				
申込先	在学校の窓口				
申込方法	郵送・持参				
申込時注意点	特になし				
問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在学校の窓口 ・ 教育財務課管理経理係 (058-272-8734) 				

[支援策]

②生活資金不足・生活困窮・就労

担当課	教育財務課
担当係	管理経理係
連絡先	058-272-8734

支援策名	高等学校奨学金				
	関連HP	県公式ホームページ			
対象者	公立高校等、公立高専の在学中で、経済的な理由等により学資が必要な方	対象年齢	制限なし	匿名対応	×
支援概要	<p>経済的な理由等により学資が必要な方に、学資を貸与（無利子）。</p> <p>【貸与額等】 18,000円／月 （高校のみ、通学費用5,000円もしくは10,000円加算可能） 据置期間：卒業後約半年 償還期限：10年以内</p> <p>【申込資格等】 ・対象校に在学している、岐阜県内に住所を有する者の子弟、又は県外募集枠の岐阜県立高校の生徒 ・所得要件あり</p>				
対応期間	(新規)令和6年4月1日～5月10日 (二次)令和6年10月～11月上旬予定				
対応時間	教育財務課：平日のみ(8:30～17:15) 各学校：学校ごとに異なる				
申込先	在学校の窓口				
申込方法	郵送・持参				
申込時注意点	特になし				
問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> ・在学校の窓口 ・教育財務課管理経理係 (058-272-8734) 				

[支援策]

②生活資金不足・生活困窮・就労

担当課	教育財務課
担当係	管理経理係
連絡先	058-272-8734

支援策名	子育て支援奨学金				
	関連HP	県公式ホームページ			
対象者	公立高校等、公立高専の在学中で、経済的な理由等により学資が必要な方	対象年齢	制限なし	匿名対応	×
支援概要	<p>経済的な理由等により学資が必要な方に、学資を貸与（無利子）。</p> <p>【貸与額等】 18,000円／月 ※高校のみ、通学費用5,000円もしくは10,000円加算可能 ※入学支度金75,000円（今年度入学者のうち、希望者のみ）</p> <p>据置期間：卒業後約半年 償還期限：10年以内</p> <p>【申込資格等】 ・対象校に在学している、岐阜県内に住所を有する者の子弟、又は県外募集枠の岐阜県立高校の生徒 ・第3子以降の者</p>				
対応期間	(新規)令和6年4月1日～5月10日 (二次)令和6年10月～11月上旬予定				
対応時間	教育財務課：平日のみ(8:30～17:15) 各学校：学校ごとに異なる				
申込先	在学校の窓口				
申込方法	郵送・持参				
申込時注意点	特になし				
問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在学校の窓口 ・ 教育財務課管理経理係 (058-272-8734) 				

[支援策]

②生活資金不足・生活困窮・就労

担当課	教育財務課
担当係	管理経理係
連絡先	058-272-8734

支援策名	授業料減免制度				
	関連HP	県公式ホームページ			
対象者	県立高校在学中で、生活困窮等により悩んでいる方	対象年齢	制限なし	匿名対応	×
支援概要	保護者等の失業・倒産など、家計急変による経済的理由などから授業料の納付が困難となった県立高校生等に対し、授業料を減免。				
対応期間	全期間				
対応時間	教育財務課：平日のみ（8:30～17:15） 各学校：学校ごとに異なる				
申込先	在学校の窓口				
申込方法	郵送・持参				
申込時注意点	特になし				
問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在学校の窓口 ・ 教育財務課管理経理係（058-272-8734） 				

[支援策]

②生活資金不足・生活困窮・就労

担当課	教育財務課
担当係	管理経理係
連絡先	058-272-8734

支援策名	高校生等奨学給付金				
	関連HP	県公式ホームページ			
対象者	県内在住の公立高校等の在学生の保護者の方	対象年齢	制限なし	匿名対応	×
支援概要	非課税世帯等の高校生に対し、授業料以外の教育費（教科書費、教材費、学用品費、修学旅行費等）相当額として奨学給付金を支給。				
対応期間	7月頃から募集開始				
対応時間	教育財務課：平日のみ（8:30～17:15） 各学校：学校ごとに異なる				
申込先	（在籍校が県内の場合）在籍する学校・（在籍校が県外の場合）県教育財務課				
申込方法	郵送・持参				
申込時注意点	特になし				
問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在学校の窓口 ・ 教育財務課管理経理係（058-272-8734） 				

[支援策]

②生活資金不足・生活困窮・就労

担当課	教育財務課
担当係	管理経理係
連絡先	058-272-8734

支援策名	公立高等学校等就学支援金												
	関連HP	文部科学省ホームページ											
対象者	日本国内に在住し、公立高等学校等に在学する所得等要件を満たす世帯（※年収約910万円未満の世帯）の生徒	対象年齢	制限なし	匿名対応	×								
支援概要	<p>公立高等学校等の生徒が授業料に充てるための支援金を支給。 なお、就学支援金は県が生徒に代わって受け取り、授業料と相殺するため、生徒や保護者が直接受け取るものではない。</p> <p>【所得要件】 世帯（保護者等）の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額が合計304,200円未満であること。</p> <p>【主な手続き】 ※手続きの詳細については、毎年各学校よりご案内</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.受給資格認定申請（4月入学時） 2.収入状況届出（毎年6月頃） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>区分</td> <td>全日制</td> <td>定時制</td> <td>通信制</td> </tr> <tr> <td>月額</td> <td>9,900円</td> <td>2,700円</td> <td>310円(単位)</td> </tr> </table>					区分	全日制	定時制	通信制	月額	9,900円	2,700円	310円(単位)
区分	全日制	定時制	通信制										
月額	9,900円	2,700円	310円(単位)										
対応期間	在学中												
対応時間	教育財務課：平日のみ（8:30～17:15） 各学校：学校ごとに異なる												
申込先	在学校の窓口												
申込方法	郵送・持参												
申込時注意点	要本人確認用書類（マイナンバーカード）												
問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在学校の窓口 ・ 教育財務課管理経理係（058-272-8734） 												

[支援策]

②生活資金不足・生活困窮・就労

担当課	教育財務課
担当係	管理経理係
連絡先	058-272-8734

支援策名	公立高等学校等学び直し支援金				
	関連HP	文部科学省ホームページ			
対象者	高等学校等を中途退学したが、再び公立高等学校等で学び直しをされる方	対象年齢	制限なし	匿名対応	×
支援概要	<p>就学支援金支給期間である36月（定時制・通信制は48月）を経過した後も、卒業までの最長12月（定時・通信制は最長24月）、継続して就学支援金相当額を支給。</p> <p>【所得要件】 世帯（保護者等）の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額が合計304,200円未満であること。</p>				
対応期間	在学中				
対応時間	教育財務課：平日のみ（8:30～17:15） 各学校：学校ごとに異なる				
申込先	在学校の窓口				
申込方法	郵送・持参				
申込時注意点	要本人確認用書類（マイナンバーカード）				
問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在学校の窓口 ・ 教育財務課管理経理係（058-272-8734） 				

[支援策]

②生活資金不足・生活困窮・就労

担当課	教育財務課
担当係	管理経理係
連絡先	058-272-8734

支援策名	公立高等学校等専攻科修学支援金				
	関連HP	文部科学省ホームページ			
対象者	高等学校等の専攻科に在学する低所得世帯の生徒	対象年齢	制限なし	匿名対応	×
支援概要	対象校は多治見工業高等学校（陶磁科学芸術科）のみ（令和3年度時点）。 【算定基準額】 世帯（保護者等）の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額 ア 保護者等の算定基準額が100円未満である者 イ 保護者等の算定基準額が51,300円未満である者（アに該当する者を除く。）				
	区 分		支給額（月額）		
	1 保護者がアに該当する者	公立高等学校等専攻科の授業料の月額（授業料の一部が免除されている場合は、免除後の授業料の月額。以下この表において同じ。）に相当する額			
2 保護者がイに該当する者	公立高等学校等専攻科の授業料の月額の2分の1に相当する額				
対応期間	全期間				
対応時間	教育財務課：平日のみ（8:30～17:15） 各学校：学校ごとに異なる				
申込先	在学校の窓口				
申込方法	郵送・持参				
申込時注意点	要本人確認用書類（マイナンバーカード）				
問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在学校の窓口 ・ 教育財務課管理経理係（058-272-8734） 				

[支援策]

②生活資金不足・生活困窮・就労

担当課	学校安全課
担当係	教育相談係
連絡先	058-271-3328

支援策名	スクールソーシャルワーカー支援対応				
	関連HP	なし			
対象者	公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の児童生徒及び保護者の方	対象年齢	制限なし	匿名対応	×
支援概要	県内6つの教育事務所にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童生徒や、福祉面などで支援が必要な児童生徒に対し、相談支援を実施。				
対応期間	全期間				
対応時間	学校による				
申込先	各学校				
申込方法	電話等				
申込時注意点	特になし				
問合せ先	・各学校				